

福岡市教員育成指標 (養護教諭)

キャリアステージ 資質・能力		養成期	基礎期(習得)	基礎期(確立)	深化期	充実期	発展期 ①	
教職の素養に関する資質・能力	教育的愛情・情熱	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを大切にすることが大切である。 ・教員になる覚悟をもち、児童生徒を成長させよう、自立させようとする強い意欲をもち、自ら学んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の生命や身体の安全を確保するとともに、個性や思いを受けとめ、積極的に児童生徒に関わっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を成長させようとする強い意欲をもち、一人一人の成長を喜びに感じながら、職責を果たしている。 				
	向上心・向学心	<ul style="list-style-type: none"> 教員として必要な資質・能力を身に付けるために、学ぶ意欲と志をもち、自ら学んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 主体的に研修に参加したり、先輩教員にアドバイスを求めたり、同僚と意見交換をしたりしながら、自ら研鑽に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導的な立場と責任を自覚し、自己の課題に応じて研修に参加したり、後輩教員にアドバイスをしたり、研修を企画・運営したりしながら、職員相互に研鑽し合っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育の動向を踏まえて、研修を企画・運営したり、研修の中で指導助言をしたりしながら、職員相互に研鑽し合っている。 			
	社会性・協調性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会に出るために必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付けている。 ・他者との関わりやコミュニケーションの基礎・基本を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人として必要な挨拶や言葉遣い、身だしなみを身に付け、相手や場に応じた言動をとっている。 ・相手の立場に立った関わり方やコミュニケーション力を身に付け、同僚や保護者と良好な人間関係を築いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立場に相応なふるまいや身だしなみを身に付け、目的や相手、場に応じた言動をとっている。 ・相手の立場を尊重した関わり方やコミュニケーション力を身に付け、同僚や保護者、地域の人々と良好な人間関係を築いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職責や立場を自覚した適切な言動をとっている。 ・様々な人々の立場を尊重し、職員や保護者、地域、異職種等の人々と良好な人間関係を築いている。 			
	人権認識・人権感覚	<ul style="list-style-type: none"> ・社会にある人権問題、学校における人権教育の必要性等について理解している。 ・人権問題や人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ろうとしている。 ・障がい者理解を深め、共生社会の実現の重要性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定職業従事者としての自覚をもち、「人権教育指導の手引き」に記されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。 ・社会にある人権問題や、学校内外における人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的に問題の解決を図ろうとしている。 ・「ふくせき制度」や交流及び共同学習等の意義や重要性を理解し、主体的・協働的に取り組もうとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定職業従事者としての自覚と責任をもち、「人権教育指導の手引き」に記されている人権教育の現状や課題、人権に関する法律等について理解している。 ・社会にある人権問題や、学校内外における人権侵害に気づき、当事者の心情を推し量ったり、個々の多様性を受け入れたりしながら、主体的・協働的に問題の解決を図ろうとしている。 ・「ふくせき制度」や交流及び共同学習、地域との交流等の意義や重要性を理解し、意図的・計画的に取り組もうとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定職業従事者として強い自覚と責任をもち、人権に関する法律、国及び市の動向や取組等について理解している。 ・社会にある人権問題や、学校・地域内外における人権侵害に気づき、主体的・協働的に問題の解決を図ろうとしている。 ・すべての人々の多様性を尊重する共生社会の実現を推進している。 			
	法令遵守・体罰等の不祥事根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活において法令を遵守するとともに、教育公務員の服務に関する法令等を遵守することの重要性を理解している。 ・体罰をしない覚悟をもち、体罰によらない指導方法について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員としての自覚と誇りをもち、服務に関する法令や規則・規程を遵守している。 ・体罰をしない覚悟を強くもち、体罰根絶に向けて、体罰によらない指導方法を実践している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員の服務に関する法令や規則・規程等について職員への啓発を行いながら、不祥事を生み出さない職場の環境づくりを推進している。 ・体罰根絶に向けて、体罰を起こさせない環境づくりや体罰によらない指導方法を組織的に推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼される学校づくりに向けて、覚悟を強くもって不祥事根絶を推進している。 ・体罰を決して許さない学校づくりに向けて、覚悟を強くもって体罰根絶の取組を推進している。 			
教職の実践に関する資質・能力	学校保健に関する指導力・マネジメント力	保健管理	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全法を理解し、心身の健康管理及び学校環境管理についての基礎的な知識・技術を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断や健康観察、救急処置等の心身の健康管理、学校環境衛生の日常点検等を実施し、問題に対して適切に対応することができる。 ・学校保健計画（保健管理・保健教育・保健組織活動）の立案に参画し、組織的に実施することができる。 ・保健管理について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な保健情報を総合的に把握し、明らかになった健康課題の解決に向けて、健康管理及び学校環境管理において中核的な役割を果たしながら、予防的措置を講じることができる。 ・学校保健計画の立案に当たって、保健主事とともに中核的な役割を果たすことができる。 ・保健管理について、職員や若手養護教諭に対して、的確に指導助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における事件・事故、災害等に備えた救急体制の確立及び心のケアに関する支援体制の確立等、保健管理の面から学校運営に参画することができる。 ・保健管理について、他校や全市において的確に指導助言をすることができる。 		
		保健教育	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領を踏まえ、保健教育における養護教諭の役割を理解し、基礎的な知識・技術を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭の専門性を生かしながら、学級担任等と連携し、学習指導要領や児童生徒の実態に即した保健教育を実践することができる。 ・保健教育について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭の専門性を発揮しながら、児童生徒の健康課題の解決に向けた保健教育を計画・実践・評価・改善し、効果的に推進することができる。 ・保健教育について、職員や若手養護教諭に対して、的確に指導助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健教育の全体計画の立案に参画し、組織的な実践・評価を通して、その改善を図ることができる。 ・保健教育について、他校や全市において的確に指導助言をすることができる。 		
		健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全法における健康相談の位置付けを理解し、健康相談についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談のプロセスを理解し、児童生徒の心身の健康課題と発達段階との関連を考慮しながら、適切に健康相談を実施することができる。 ・健康相談について、必要に応じて職員に対して、指導助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の心身の健康課題について、学校医等の専門職や保護者、関係機関と連携しながら校内支援体制を整備するとともに、健康相談のコーディネーターとしての役割を果たすことができる。 ・健康相談について、職員や若手養護教諭に対して、的確に指導助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の心身の健康課題について、職員に対して指導的役割を果たすことができる。 ・健康相談について、他校や全市において的確に指導助言をすることができる。 		
		保健室経営	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭の職務や役割、保健室の機能を理解し、保健室経営についての基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標を踏まえ、その具現化を図る保健室経営計画を立案して、組織的に保健室経営を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健活動における保健室のセンター的役割を理解し、学校の実態に応じて工夫改善を加えながら保健室経営を行うことができる。 ・保健室経営について、若手養護教諭に対して、的確に指導助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健活動と関連付けた教育活動を推進するために、積極的に学校運営に参画することができる。 ・保健室経営について、他校や全市において的確に指導助言をすることができる。 		
		保健組織活動	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会等の保健組織活動の意義や目的、内容等を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健の推進のために、保健主事や関係職員と連携しながら、学校保健委員会の企画・運営に参画したり、児童生徒保健委員会を的確に指導したりすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健組織が主体的・機能的に活動できるように、活動内容の工夫改善を図ることができる。 ・保健組織活動について、職員や若手養護教諭に対して、的確に指導助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の学校や関係機関と連携しながら、地域の実態に応じた保健組織活動を推進することができる。 ・保健組織活動について、他校や全市において的確に指導助言をすることができる。 		
	生徒指導力	児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の特性や個性を把握することの重要性を理解し、その手法を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の特性や個性を共感的に理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 客観的な調査等を活用しながら、一人一人の特性や個性を多面的・共感的に理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリング技法等を活用しながら、一人一人の特性や個性を多面的・共感的に理解するとともに、若手養護教諭にアドバイスをすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒理解の在り方について、職員に対して的確に指導助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体の児童生徒理解の質を高め、全職員による共通理解を推進することができる。
		児童生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・個や集団を指導する手法（指示や褒め方・叱り方等）を身に付けている。 ・諸問題への組織的な対応の重要性を理解し、その手法を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指示や褒め方・叱り方等を身に付け、個や集団に応じた指導をすることができる。 ・諸問題に対して、報告・連絡・相談を行いながら、組織的に問題を解決することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人のよさを引き出しながら、個や集団に応じた指導をすることができる。 ・諸問題に対して、早期発見・早期対応に努め、組織的に問題を解決することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的に一人一人のよさを引き出しながら、個や集団に応じた指導をすることができる。 ・諸問題の未然防止に努め、関係機関と連携しながら、組織的に問題を解決することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個や集団に応じた指導の在り方について、職員に対して的確に指導助言をすることができる。 ・諸問題の未然防止に努め、継続的に関係機関と連携しながら、組織的に問題を解決することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個や集団に応じた指導の在り方について、職員に対して的確に指導助言を行い、生徒指導力を高めることができる。 ・諸問題に対する未然防止対策を講じるとともに、意図的・計画的・継続的に関係機関と連携しながら、問題を解決することができる。
	組織参画力 組織運営力	学校組織の理解と参画・運営	<ul style="list-style-type: none"> 学校組織や校務分掌について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校組織への参画意識をもち、自分に任された職務を確実に遂行することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校組織への参画意識を強くもち、主体的に自分の職務を遂行することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校組織を円滑に運営するため、同僚と協働し、課題を改善しながら、職務を遂行することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校組織を円滑に運営するため、計画的・協働的に職務を遂行するとともに、職員に対して的確に指導助言をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校組織を円滑に運営するため、計画的・協働的な職務遂行を推進することができる。
		危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・危機を予測し、未然防止の在り方について理解している。 ・危機管理の重要性を認識するとともに、危機発生時の対応の在り方について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機を予測し、未然防止を図ることができる。 ・危機発生時に、状況に応じて管理職に指示を仰ぎながら、危機を回避することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して、学校の危機管理体制を整備することができる。 ・危機発生時の状況を把握し、的確に指示を出しながら、危機を回避することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に関係機関と連携して、学校の危機管理体制を整備することができる。 ・危機発生時の状況を把握し、的確に指示を出しながら、危機を回避することができる。 		
		保護者や地域・関係機関等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域等と連携・協働した「共育」の重要性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から保護者と密に連絡をとったり、地域に関わったりしながら、教育活動を推進することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域・関係機関等との信頼関係を築きながら、教育活動を推進することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域・関係機関、近隣校（保幼小中特高）とのネットワークを構築し、連携・協働した教育活動を推進することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域・関係機関、近隣校（保幼小中特高）とのネットワークを構築し、連携・協働した教育活動を推進することができる。 	